

戦後80年の平和構築

杉山 日本大学危機管理学研究所シンポジウムを開催させていただきたいと思います。開会に際して、研究所長の福田充教授よりご挨拶を申し上げます。



福田 皆さんこんにちは。日本大学危機管理学部長・危機管理学研究所長の福田です。本日は週末のご多忙の中お集まりいただきありがとうございます。日本大学危機管理学部は来年が10周年となります。危機管理学部と大学院危機管理学研究科博士前期課程・後期課程があります。そして、危機管理学研究所もあり、日本そして世界を牽引する危機管理学研究を推進してまいりました。その成果をご報告するのがこの研究所シンポジウムです。

今年のテーマは「戦後80年の平和構築」になります。第二次世界大戦、そこから戦後80年ということで、先日石破首相の談話も発表されましたが、戦後80年を迎えた今現在、世界も日本も安全保障の岐路に立っています。ロシア・ウクライナ戦争も今まだ続いていき、イスラエルによるガザ侵攻もまだ先が見えない状況です。台湾有事に関しては、日本も国民保護の関連で既に動き始めています。

危機管理学研究所は安全保障、その中でも世界からどうやって平和を構築していくか、どうやって戦争をなくしていくか、平和構築という観点からリベラルな安全保障の研究を進めてまいりました。本日は、安藤教授、小谷教授、大八木准教授という危機管理学部を代表する国際法、国際安全保障もしくは国際関係、国際政治、そして平和構築、インテリジェンスの専門家にお集まりいただき、このテーマについて議論していただきます。質疑応答や討論などもできればと思いますので、どうぞ最後までよろしくお願いします。

杉山 福田先生、ありがとうございました。戦後80年の節目ということで、国際法学や国際政治学等の観点から戦後の歩みを振り返り、持続可能な平和の構築に向けた展望と、現代の国際秩序と平和実現に向けての課題などを多角的に検討していきたいと思います。

本日の登壇者を話題提供順にご紹介いたします。まず、大八木時広准教授です。専門は国際政治学で、演題は「平和構築 ―その国内政治的条件とは―」です。次に、安藤貴世教授です。専門は国際法学で、演題は「国際刑事裁判による平和構築の可能性」です。そして、小谷賢教授です。専門は国際政治学で、演題は「なぜウクライナ、ガザでの戦闘は終結しないのか」です。それではまず、大八木先生から話題提供をお願いいたします。



大八木 本日の大きなテーマは、突き詰めるところ「平和」ということになろうかと思います。平和とは何か？というのは実は意外に考えさせられる問いと考えています。おそらく平和という言葉で一般的にイメージするのは「戦争とか紛争のない状態」かと思います。残念ながら世界史といいますか人類史を振り返ると、絶え間のない戦乱、紛争の繰り返しとなるかと思います。古来から現代に至るまで、世界の人々の課題は、いかに戦争や紛争を根絶あるいは防ぐことができるかですが、残念ながら根絶もできていないし、なかなか防げていないというのが現状かと思います。

では、「平和」は戦争と戦争の間のことを指すのかといったドライな見方も確かにあります。戦争と戦争の間の中休みみたいなものという、シニカルな考え方というか、ある意味人類史の不幸な現実を指しているということかと思います。

国際関係論に平和研究という分野があり、そこでは、戦争や紛争の単にないというだけの状態は「消極的平和」と表現されます。一方で、消極的平和から、言わば一步踏み出した、「積極的平和」という考え方もあり、本日はその点についてご紹介したいと思います。

本シンポジウムは、平和構築を3名の話者提供で分担してプレゼンさせていただくということですが、小谷教授と私は国際政治学、安藤教授は国際法学ということで、「国際」が3名並んでいきますので、国内的な問題を取り上げる必要もあるかと思ひまして、私はあえて本来の守備範囲を外れて国内的な平和の条件を取り上げたいと思います。

伝統的に、平和を達成する国内的条件というのは、いわゆる統治システムの問題が注目されてきました。政治体制が安定したものかといった政治体制や、国家の機能。国家の機能というのは、丁寧な言い方をすると、国家の政府の機能ということになりますが、それがちゃんと機能しているのかどうか、国内の治安維持も含めてその国が安定的に統治されてきたのかという点がまずは問われると思います。

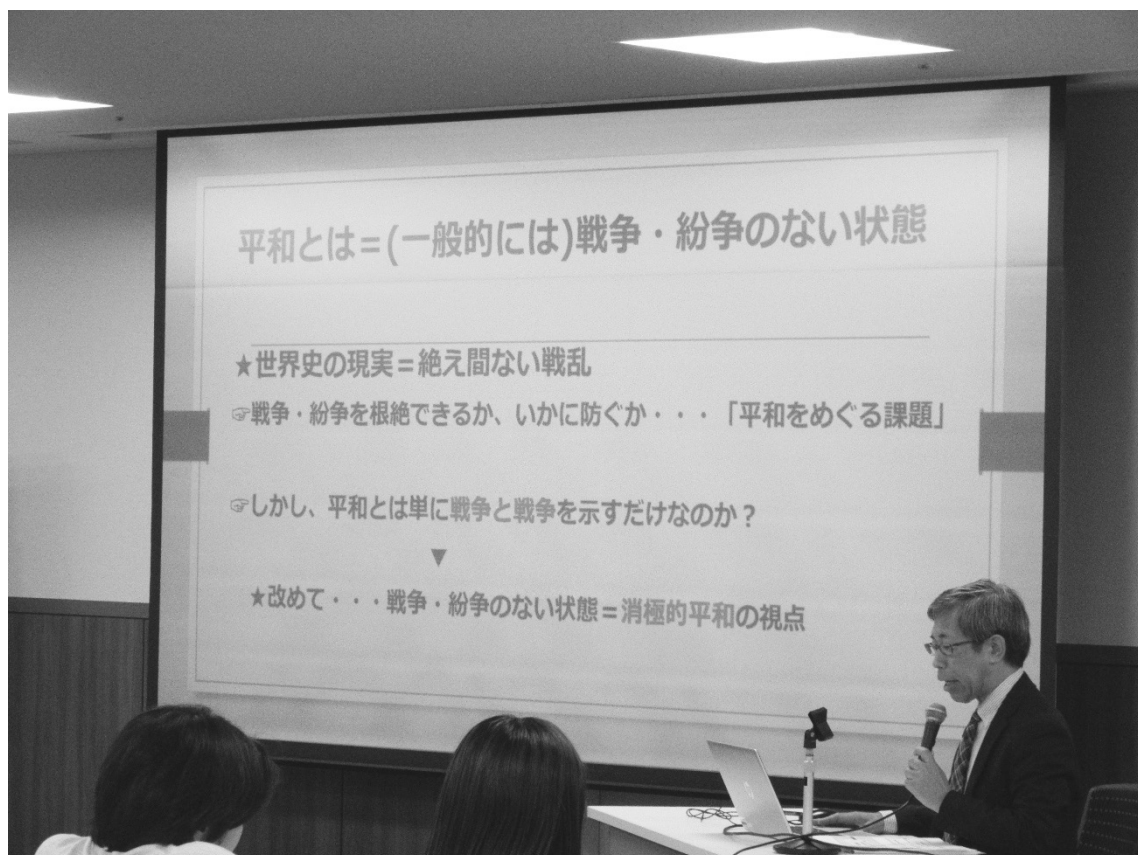
失敗国家・破綻国家という言葉がありますが、国内の統治に失敗した国、残念ながらいわゆる一部の発展途上国の中にはこういう言葉に当てはまってしまう国家もあり、国家というものは一応あり政府もあるのだけれども、政治体制や統治システムが機能していない崩壊した状態を指します。国内的な統治に失敗して国家や政府は存在するもののほぼ有名無実化している、日本でいえば室町幕府でしょうか、戦国時代になってしまっただけのことだと思います。日本はその後、戦国時代が収束して江戸幕府から明治政府という形で、ある意味機能する政府というのを持つことに成功したわけですが、しかし21世紀に至ってもそうではない国もあり、失敗国家とか破綻国家という言葉が使われているということになります。ちなみに、アメリカでは“failed state”という言葉を使うのですが、日本の場合は、さすがに失敗国家は語感に抵抗があるため公的には破綻国家という言葉を使っているようです。

先ほど消極的平和という言葉を紹介しましたが、戦争がない状態ということです。それに対し

て、戦争がない状態プラスアルファという形で平和を考えていこうとするのが積極的平和という言葉であり視点となります。ここでは、ヨハン・ガルトゥング (Johan Vincent Galtung)、実は昨年亡くなってしまった人物ですが、この方の問題提起が役に立つと思います。ガルトゥングはノルウェー出身の国際関係論研究者で、「平和研究」という一分野を築き上げた人物として知られています。“Journal of peace research” という、その分野では大変著名な雑誌を創刊して、平和研究所をオスロに作り、国際関係の視点から平和の問題を考えるという一大学派を作り上げた人物でもあります。私自身は必ずしもガルトゥングの学説に完全に共鳴しているわけではないのですが、重要な学者ですのでここで名前を紹介しています。

この方が、積極的平和という視点を提示しています。戦争がない、それが平和だ、もちろんそうですね。それは、疑いようがない、戦争がない状態がなければ平和とは言わないわけですが、ただそれだけでいいのかというのがガルトゥングの発想です。例えば戦争がない中でも、人々が最低限生きていくものを手に入れることができるかどうか平和の条件として挙げなければいけない。貧困が克服されているかどうかという視点をガルトゥングは付け加えています。

衣食住のように人が最低限生きていくのに必要なものが満たされているか。ガルトゥングが使った言葉ではないのですが、国連機関等の国際機関では近年「基本的ニーズ」という言葉が使われており、基本的ニーズが満たされているかどうかというのがガルトゥングの挙げる積極的平和の第一



の条件となります。戦争が終わっても食べるものがなければそこで命をつなぐことができないということになりますので、単に戦闘が終わった、殺し合う必要がなくなったというだけで平和と考えてよいのかというのが、積極的平和の考え方になります。国内がどうなっているのかを見ていく、そういう視点です。

戦争というのは、国家対国家、近年は国家対武装集団というケースもありますが、通常は国家対国家の大規模な戦いのことを戦争と言い、それは国際関係の視点で語られるわけですが、そのそれぞれの国の中をさらに見ていくというところにガルトゥングの平和の視点があるということです。

そして、ガルトゥングがもう一つ注目する国内的条件というのが、抑圧ないしは差別の克服です。抑圧と差別、どう違うのか、抑圧というのは英語では **suppression** という言葉を使います。ガルトゥングもその用語を使っています。差別は **discrimination** という言葉を使います。抑圧とは、国家権力が人民を抑えつけることをイメージしていただくとよいかと思います。差別の場合は、もう少し社会的属性とか、つまり、例えば人種、民族、性別・ジェンダー、宗教などの社会的属性がむしろ差別では問題になるという感じがしますが、こういう抑圧や差別、これを克服するというのも平和という視点に入るのが積極的平和です。抑圧や差別がない状態、これが積極的平和というわけです。抑圧や差別を克服する、つまり人間が人間として尊厳ある生を全うするという視点になるかと思われます。

今の話の続きですが、したがってここでも一種政治体制が問題になります。つまり、例えば国内で戦争は起きていなくて、食べるものには不自由せず住むところには不自由せず、基本的ニーズは満たされている。しかし、国家権力が国民を何かの形で抑えつけている。つまり、ここで言う抑圧というものが行われている場合、それは積極的平和が達成されたとは言えないというような議論をするわけです。

ここで問題になる政治体制は、もちろん独裁体制は問題外ですが、いわゆる権威主義体制、例えば特定の権力集団が国家の権力を独占している、確かに社会はそれなりに豊かになってはいるけれども、真の自由とかそういうものは認めていないし、国家というか権力集団が恣意的に国民を抑えつける。これを本当の平和と言えるのか、これが積極的平和の考え方になります。

先ほども差別は社会的属性などにも関連があるという話をしましたが、人種、民族、特定の個人、あるいは宗教・信条、こういったもので差別がなされているというのも積極的平和は達成されていない。確かに、国内で戦いがなければ消極的平和は達成されていると言えるかもしれない。平和というのはそれだけではないのではないかという、そういう視点が積極的平和を問うわけです。そうすると、それは要するに国内で例えば法の支配が達成されているのかとか、さまざまな諸権利が保証されているのかという、まさに延々と人類が議論してきた、社会科学、特に法学なども昔から議論してきた、そういう中身が根底にあって、積極的平和が言うところは実はそんなに変わったことを言っているわけではないということになります。

積極的平和の視点のまとめをします。先ほども言いましたように、平和を単に戦争がない状態と

だけはみなさないということですね。さらにその先の条件をクリアすることを考えるということになります。そうすると、ちょっと大げさな話ですが、平和への流れを簡単に図式化すると、まず消極的平和が達成されるかどうか。つまり、戦争ないしは戦闘が終わっているかどうか。次に、今度は積極的平和が達成されているかどうかということになります。それによって初めて完全な平和が達成されると考える、これが積極的平和の視点となります。

積極的平和の考え方は、平和に向けて不断の改革がなされているかどうか。そこにはおそらく試行錯誤がつきもの、連続となるということで、そういうものがずっと続いていく。完全な平和の達成というのはまさに平和のあがりということですので、それもある意味究極の目的というか、ちょっと悲観的な言い方をすると、達成できない目的と言えるかもしれません。どこまでそれに近づけるか。

私は理想主義者ではなくて現実主義者ですので、現実的に考えていくと、完全なる平和というのは、目指すべき目標ではあるかもしれないけれど、おそらくそこに完全な達成があり得るのかというのは一抹の疑問を持つわけで、どこまでそこに近づけるのかということかと思います。どこまで近づけるのかというのは、試行錯誤が連続して行われるということであり、そして、いわゆる改革というものが不断に行われているということを意味します。

本日は、積極的平和という視点を皆さんにご紹介しました。皆さんの中で、大学等で国際関係論を学んだ方はそういう話が出てきたなと思い出されたかと思いますし、そういう考え方もあるのか、でも、言葉がもっともらしくついているけど中身はそれほど変わったことは言っていないなとも思われるかと思います。既にわれわれが国内で直面してきている社会の問題、政治の問題などに先ほどの話はつながると思います。これを、平和の問題に直結して結びつけているというところが積極的平和という考え方の大事なところですよ。

これは、もちろん国際的なその問題に取り組むことも必要ですが、まずは各国が国内でどう立ち向かうかということになります。逆に言うと、先ほどの権利を保障するとか法の支配というのは、外国や国際機関が外部から押し付けて定着するものなのか。さまざまな国々で民主化に向けて外から働きかけ、別の言い方をすると内政干渉という言い方もあるかもしれません。外からの働きかけはなかなかうまくいかないわけです。自由を求める動きであるとか、権利を求める動きが内側から巻き起こる、そういうことがないとなかなか真に積極的平和を国内に作り上げていくことは難しいと思います。平和の問題を考えると国内的条件にも注目していく必要がある、それが本日の私の話題提供の結論です。

杉山 大八木先生、ありがとうございます。それでは引き続き、安藤貴世先生に話題提供をいただきます。よろしくお願いします。



安藤 本日は「国際刑事裁判による平和構築の可能性」というテーマで話をさせていただきます。私の専門は国際法で、その中でも特に国際刑事法を研究対象としています。話の構成ですが、はじめに、導入の話をいたします。次に、国際社会における法の支配というキーワードを基に「国際司法裁判所」(ICJ)と「国際刑事裁判所」(ICC)という二つの裁判所について取り上げます。続いて、ロシアによるウクライナ侵攻を例として、国際刑事裁判による平和構築について考えていきたいと思います。最後に今後の展望を述べます。

まず、そもそも国際法とは何かという点ですが、ニュースや新聞などで「国際法に反している」とか「国際法に則って」というフレーズをお聞きになることがあるかもしれません。国際法は、基本的には国家間の関係を規律する法です。国際法の扱う範囲は非常に幅広いのが特徴で、例えばロシア対ウクライナのような武力紛争、さらには安全保障、人権の国際的保障なども含まれます。また国際犯罪、領土・海洋の問題、国際裁判、そして国連やEUをはじめとする国際組織、さらにWTOなどといった国際経済の問題、昨今非常に重要な課題として挙げられている地球環境問題など、このあたり全て国際法の守備範囲です。

このうち、国際犯罪、例えば戦争犯罪に責任を有する個人を国際法を通じて訴追・処罰する枠組みを構築するのが、私が研究対象としている国際刑事法となります。この分野は、第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判、東京裁判を経て、1990年代の旧ユーゴ、そしてルワンダの国際刑事裁判所、さらに本日お話しする国際刑事裁判所の設立を通じて、特に冷戦終結後に急速に発展した分野です。

今回、「戦後80年の平和構築」というテーマのもとで、自分の専門分野の立場から、国際刑事裁判が今日の国際社会の平和構築にいかなる役割を果たし得るのかという点について、主にロシア・ウクライナの事態を例に挙げて考えます。

次に、国際法の視点から平和構築を考えた場合に重要であるのが、「国際社会における法の支配」という概念です。特にロシアによるウクライナ侵攻以降、この法の支配の重要性が指摘されています。先ほどの大八木先生のお話の中で、国内における法の支配について言及がありましたが、国際社会における法の支配は国内における法の支配の概念を国際社会に拡張したものです。つまり、全ての国家が力による支配ではなくて、国際法を誠実に守って国際的なルールに基づいて行動するということを求める考え方です。

この「国際社会における法の支配」を通して平和構築を実現するという流れになるわけですが、その際に重要な要素として挙げられるのが国際裁判の役割です。平和構築における国際裁判の役割を考えた際に、まず一つ目に、紛争の平和的解決があります。これを担っているのがICJです。二つ目が国際犯罪の責任追及を通じた平和構築です。こちらはICCが担っています。

本日の話題提供のテーマは国際刑事裁判ですので、このうちICCに焦点を当ててののですが、こ

の2つの裁判所はどちらもオランダのハーグにあり、国際裁判所として共通していますのでしばしば混同されることがあります。そこでまず両者の特徴についてみていきたいと思います。

まず、ICJは国連の主要機関の一つです。設立年は1945年になりますので、今年で設立80年になります。役割は主として国家間の紛争を解決することです。裁判所ですので当然裁判官がいるのですが、15名の裁判官で構成されており、日本からは岩沢雄司先生（前 東京大学教授）が2018年より裁判官を、さらに2025年3月から所長を務められています。ちなみに今まで日本がICJに関わった事件としては、2014年に判決が出た南極海捕鯨事件があります。

ロシアによるウクライナ侵攻については、2022年2月にウクライナがロシアを提訴し、現在係争中です。さらに、本日は詳しく触れませんが、イスラエル対ハマスの武力衝突に関してもICJに提訴されています。これは、イスラエルがジェノサイド条約に違反しているのではないかと、南アフリカがイスラエルをICJに提訴したというケースになります。その後支持が広がり、南アだけではなく例えばニカラグア、コロンビア、リビアといった10カ国以上の国々が訴訟参加している状況です。南アはご承知のとおりイスラエル対ハマスの武力衝突に直接関わっているわけでは無いのですが、そういった国がイスラエルを提訴するという、国際社会全体の共通利益を守ろうという動きが出ている点でも特徴的なケースとなります。

続いてICCについてみていきたいと思います。ICCは比較的新しい裁判所で、2002年設立となります。私自身とICCの個人的なつながりとしては、2002年当時、私は国際法を専攻する大学院生だったわけですが、国連本部で開催された最後の、すなわち設立直前の準備委員会と、設立直後の締約国会議に日本政府代表の随員として外務省の方々と一緒に参加する機会がありました。このことがきっかけの一つとなって国際刑事法への関心が高まったわけです。

話を戻します。ICCは、ここは勘違いされがちなのですが、国連とは別組織です。国際刑事裁判所規程という設立条約の締約国がメンバーとなっており、現状、日本を含む125の国が締約国、すなわちICCの加盟国になっていて、最も新しい加盟国がウクライナです。他方で、例えばロシア、アメリカ、中国、イスラエルなどはICCの加盟国ではありません。日本はICCに加盟しており、ICCに分担金を一番多く拠出している国でもあります。

ICCは最も重大な犯罪に責任を有する「個人」を裁くという特徴があり、その点でICJと区別されます。最も重大な犯罪というのは一体何なのかというと、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する犯罪、侵略犯罪の4つとなります。裁判官は18名で構成されており、日本からは赤根智子裁判官（前 法務省検事）がいらっしやいまして、この方も現在所長を務められています。つまり、現在ICJとICCともにトップを日本人が務めているという、非常に誇らしい状況となっています。

ロシアとウクライナの件に関しては、後ほど詳しく述べますが、ICCはプーチン大統領らに逮捕状を発付しています。さらに、イスラエル対ハマスの武力衝突の事態に関しても、イスラエルのネタニヤフ首相ら、またハマス幹部らにも逮捕状が発付されています。また、ICCの特徴として欠席裁判が認められないので、身柄をICCに連れてこないと裁判が始められないという点と、時効が

ないという特徴も有しています。もし逮捕状が出された場合、被疑者の身柄を拘束するにはどうすればよいかというと、ICC自体には逮捕権限がありませんので、加盟国による協力が必要となります。

この点を踏まえて、ロシアによるウクライナ侵攻の事態をみていきたいと思います。まず、ロシアはICCの加盟国ではなく、ウクライナは2025年1月1日より加盟国になっています。経緯としては、日本を含む約40の加盟国からICCに対して事態の付託があり、検察官が捜査に着手しています。今回の事態では、ウクライナ領域内で行われた戦争犯罪と人道に対する犯罪、さらにジェノサイドが対象となっています。当然ながらロシア側の行為だけではなくて、ウクライナ側の行為も捜査の対象になります。

ただし留意しなければならないのは、侵略犯罪に関しては両当事国、つまりロシアとウクライナの双方がICCの加盟国であることが条件になりますので、今回のこの事態において侵略犯罪は対象外ということになります。そうした中でICCは2023年3月にロシアのプーチン大統領と、ロシアの大統領府で子どもの権利などを担当しているマリア・リヴォワ＝ベロワという大統領全権代表に対して逮捕状を出しています。何の容疑で逮捕状が出されたかということ、子どもの違法な連れ去りというもので、ウクライナに軍事侵攻した後に、ウクライナにおけるロシアの占領地域でウクライナの子どものロシア側に違法に連れ去るという行為に関与した容疑で逮捕状が出ています。

これに関してロシアがどういう反応をしたかということ、そもそもロシアはICCの管轄権、つまり裁判をする権利を認めていないという報道官の発言もありましたし、さらにロシアはICCの検察官、逮捕状を出した3名の裁判官、当時の所長らを指名手配のリストに載せるという措置も取っています。

逮捕状に関して評価をしたいと思います。最初に負の側面から述べたいと思います。残念ながら現状では逮捕状が執行される可能性が非常に低いという点です。つまり、ICCは欠席裁判を認めていないので裁判を行うには身柄の拘束が必要ですが、プーチン大統領がロシア国内にいる限りは身柄の拘束の可能性が低い。さらにICCの加盟国ではない国をプーチン大統領が訪問しても、そういった国には身柄をICCに引き渡す義務はないので、実際のところ逮捕状が出た後も中国、北朝鮮、UAEといった国を実際にプーチン大統領は訪問しています。それが負の側面です。

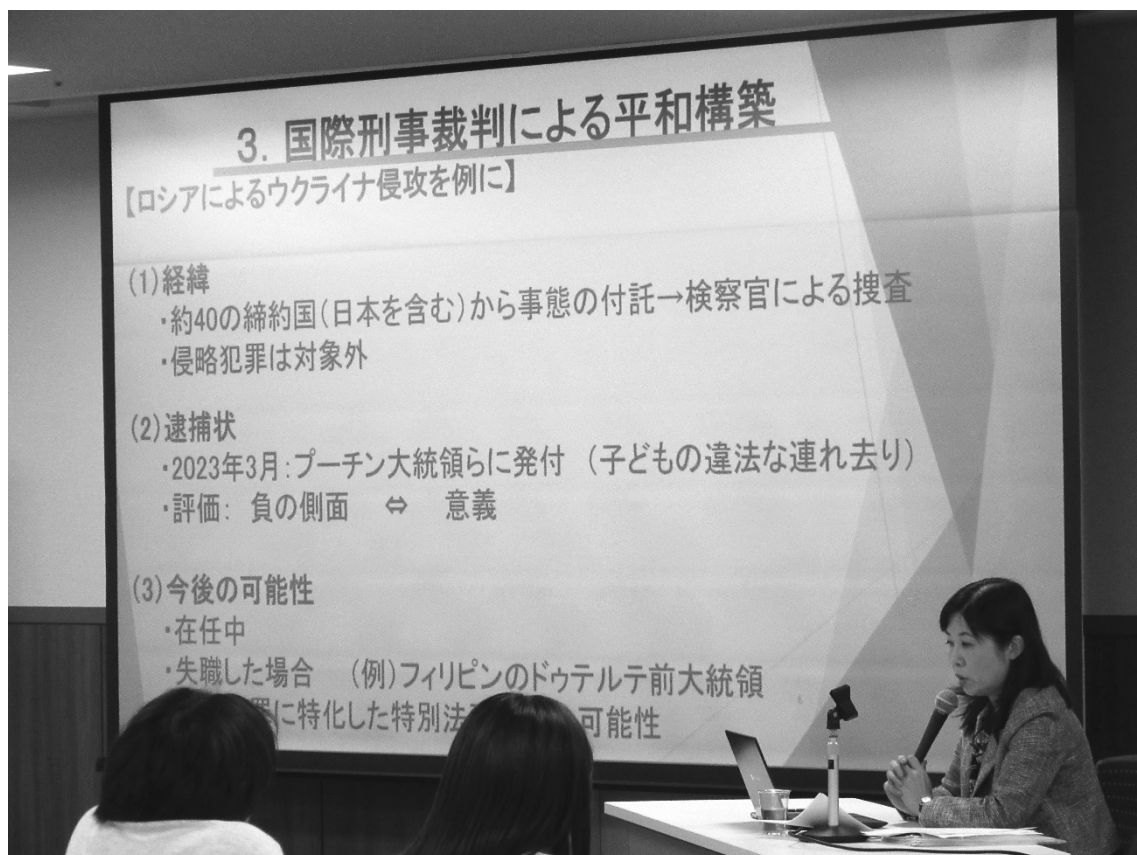
では、何の意味もない逮捕状なのかということそういうわけではなく、3つほど意義があると指摘できると思います。1つ目は、これはICC自体がプレスリリースで言っていることですが、さらなる犯罪の発生を抑止するというものです。ICCの逮捕状というのは実は出されても公表されないケースもあるのですが、今回はさらなる犯罪発生を抑止になるとして、逮捕状の存在、容疑者の氏名、罪状も公表したとICCが述べています。

2つ目の意義としては、プーチン大統領の行動の制約です。つまり、ICCの加盟国は125に及んでおり、国家元首としてそういった国に行くのを避けることになりますので、外交活動が大いに制約されるという意義もあります。

3つ目は、レッテルです。ICCの被疑者というレッテルが貼られるということで、逮捕状の発付というのはきちんとした法的な、司法判断を経たものですので、他国の認識の形成につながるという、そういった利点があると思います。

では、今後の可能性について考えたいと思います。在任中はプーチン大統領自身がICCに出廷する可能性はほぼないに等しいのですが、他方で、失脚などにより失職した場合というのが例に挙げられると思います。そういった場合、ロシアの中の新しい政権が身柄を拘束してICCに引き渡す可能性はあると言えます。実際に、例えばフィリピンのドゥテルテ前大統領は、麻薬捜査に絡んだ大規模な殺害という容疑でICCにより逮捕状が出されており、現政権によって身柄が拘束され逮捕されてICCに引き渡されました。

次に、侵略犯罪に特化した特別法廷設置の可能性です。ICCでは現状ロシアの侵略犯罪を裁くことができないから仕方がないと終わるのではなく、ヨーロッパを中心とした有志の国々が集まり、この侵略犯罪に特化した特別法廷を作ろうという話し合いをウクライナと共にしています。2025年6月に欧州評議会が中心となってウクライナとの間で協定を締結して実現の可能性が高まりました。ですので、必ずしもICC一辺倒ではなく、特別法廷設置の試みなどと並行して、不処罰を許さないという平和構築の試みがなされているということになります。



最後に今後の展望について2点述べたいと思います。まず現状、戦争が起きている中で、つまり戦争犯罪がまさに行われている状況で、ICCが捜査をして証拠を積み重ねています。これは、ICCには時効がないという観点からも非常に重要です。国家元首ないしはその経験者を訴追するというのは実現可能性が低いのではないかと思います。従って、逮捕状が執行されないのでは意味がないのではないかと判断するのは時期尚早であり、要は、80年前にニュルンベルク裁判からこういった重大な国際犯罪を犯した個人を裁くという仕組みが始まって、それが今ICCという形で受け継がれているわけですので、不処罰を許さないというこの姿勢を世界に示し続けることが大事なのではないかと思います。

次に、日本の役割として、アジアにおけるICC加盟国が他の地域に比べて少ないという現状のなか、今回ウクライナの事態をアジアで唯一日本はICCに付託したわけですが、そうした中でアジアの加盟国を増やすという、そういった重要な役割も日本には課せられているのではないかと思います。日本はこれまで国連の活動にも積極的に関与してきましたし、ICCの活動にも大いに貢献していますので、「国際社会における法の支配」を尊重する姿勢を今後も常に堅持することが必要なのではないかと思います。私からは以上となります。ご清聴ありがとうございました。

杉山 安藤先生、ありがとうございました。それでは続いて小谷賢先生より「なぜウクライナ、ガザでの戦闘は終結しないのか」を中心に話題提供いただきます。よろしくお願いします。



小谷 戦争と平和の問題を語るには、やはりガザとウクライナが念頭に浮かんだのですが、ちょうど先週、石破総理が戦後80年の総理談話を出されたということと、あと、昨日ですが、戦後50年の総理談話を話された村山元総理がお亡くなりになったということで、総理談話から概観したいと思います。

昨日亡くなった村山元総理が戦後50年の総理談話を出されたというのは、もともとそれまで日本政府が太平洋戦争をどのように見るかということを公式に発表してこなかった、だから戦後50年を契機に日本政府がああ戦争をどう見ているのかということ内外に示したいということで総理談話というものが作られたわけです。

村山談話は当時いろいろ批判されましたが、日本が諸外国、特に東南アジア諸国に迷惑をかけたということが主眼です。だから日本は反省とお詫びの気持ちを強く打ち出して、過去に対する贖罪の意識が強かったのが50年談話でした。その後、小泉政権が60年談話を出し、安倍政権が70年談話を出しました、それぞれの談話は村山談話を踏襲、受け継ぎますという形は採っていますが、やはり徐々にそのスタンスが変わってきています。

安倍談話の場合は、悪いのは日本だけではなくて当時の時代がそういう帝国主義的な時代で植民

地もあったので日本はその流れに乗ろうとしたけれども結局悲惨なことになるしました、だから日本は周りの国に迷惑をかけましたけれども、自分らも大変な目に遭ったと、反省すべきは反省して未来に目を向けましようというところで、個人的には非常に客観的に・冷静な視点で書かれているのが安倍70年談話と思います。

先週、今度は石破総理が80年談話を出したということで、今度はどういう見方で来るのかと期待していたのですが、80年談話はざっくり言えば、なぜ日本は戦争を始めたのかという視点になっているわけです。非常に中身はテクニカルな歴史の議論です。要は、当時の日本の大日本帝国憲法にそもそも問題があったとか、政治体制に問題があったとか、あとマスコミにも問題がありましたといった形でいろいろな内的な要因の結果、日本は戦争をすることになりましたという議論で、それはそれで非常に、石破総理は大変勉強熱心だなという印象は受けつつも、終戦80年の年に開戦の話はちょっとどうなんだろうなと思った次第で、個人的には終戦、どうやって日本は戦争を終わるに至ったかというところのほうよかったのかなと思うわけです。

皆さんもよくご承知だと思いますが、日本では、8月15日が終戦の日と定められています。しかしながら、諸外国では第二次世界大戦と太平洋戦争の終結の日は9月2日になっています。何が違うかということ、8月15日というのは、これは日本が停戦命令を出し、ポツダム宣言、無条件降伏を受け入れますという表明をした日です。これはやはり昭和天皇の玉音放送があってインパクトがあったので、日本人は8月15日が終戦の日と定めているわけですが、停戦しますという内容ですので、先ほど大八木先生がおっしゃったように、これは消極的平和を達成したのが8月15日ということになります。

9月2日は、休戦協定を結んだ日です。日本の代表団がアメリカのミズーリという戦艦まで行き、そこで連合国側から出された無条件降伏の文書にサインをしました。休戦協定を結んだのが9月2日。だから公式には9月2日が休戦日です。

さらに、その後に和平協定もあるわけです。1951年9月8日にサンフランシスコ平和条約を結んで、これでやっと戦争状態が終わり日本は各国と平和的な関係を結びました。これでやっと恒久的な平和、もしくは先ほどの大八木先生の言葉を借りると積極的平和という形になる。だから段階があります。停戦と休戦とを一括りでまとめられますが、停戦・休戦があって、最後に平和条約、和平条約というものを結んでやっと平和が訪れるというのが一般的な考え方になります。

一般論として、戦争がどう終わるのかという話ですが、これはまず考えないといけないのが軍事。軍事対立、軍事力ですね。どちらかが勝ったと認識してどちらかが負けたと認識すれば戦争は終わるわけですが、明白・明確に勝ち負けのつく戦争というのは、太平洋戦争以降それほどありません。フォークランド紛争とかイラク戦争など、明らかに軍事力の強い側と弱い側が戦って弱い側を打ち負かしたという戦争はむしろ少数です。ですから、例えば朝鮮戦争などは今でも休戦状態ですね。昨今、軍事力で明確に決着がつくという戦争はむしろ少数になってきています。

もう一つ、平和を考える上で大事なものは、これも先ほど大八木先生がおっしゃった国内的な要因

で、国民や世論から厭戦気分が高まり、心から平和を希求できるかどうかというところがポイントになります。要は、国民がもう戦争はこりごりだから平和を求めるということが、姿勢として明らかでないと、平和は達成できないと思います。太平洋戦争の場合は、日本が明らかに軍事的には優勢にありましたが、国民や世論は、表向きは強気なことを言っていますが内心は「もうこれは無理だ」と思っていましたので、スムーズに終戦に持ち込めたのではないかと思います。

さて、問題のガザとウクライナの話に入っていきます。ガザは、ちょうど先週、停戦合意を結びました。ただし、この停戦というのは、実はハマスとイスラエルが直接何か文書を交わしたものではありません。この停戦合意というのは、アメリカ、カタール、エジプト、トルコの国々が作って、その国がサインしているだけの文書です。ですから、イスラエルもハマスも「いや、われわれは文書にサインしていません」と言われればそこまでの話です。これは大変不安定な平和と関係筋は見ています。

ちょうど私も先週トルコに行ってきた、トルコ政府の関係者の話を聞いてきましたが、やはり彼らも、停戦案は作ったけどいまひとつ自信がないようで、これはいつ壊れるか分からないとおっしゃっていました。彼らは、材質の違うものを接着剤でくっつけようとしているという比喻をされていました。私がそのときに思いついたのが、石と木を接着剤でくっつけるような作業です。普通にくっつけてもすぐにポロっと取れてしまう。だから彼らは接着剤をつけて違う材質のものを両側から押し付け、ずっと押し付け続けて、そのうち固まるだろう、固まるまで押さえつけないといけない、その役割がアメリカであり中東諸国だとおっしゃっていたぐらいですから、うまくいくのかというところはあります。



停戦の第1段階、とりあえずイスラエル軍が戦闘をやめて停戦ラインまで下がって、ハマスは人質を返す。この停戦の第1段階は今進んでいるわけですが、厄介なのは第2段階です。これがもう頓挫するのは目に見えています。なぜなら、第2段階になると今度はハマスが武装解除して責任者を全員出せといった、ハマスを解体しろといった話になるわけです。そのような条件をハマスが受け入れるかという、それはさすがにどうかと思います。ハマスも自分たちが解体されるぐらいなら戦闘継続となるかもしれませんし、イスラエル側もハマスがその気ならまたやるぞということで停戦が崩れるかもしれない。そもそも、停戦合意はこれまでこの2年間で2回行っていますが2回とも頓挫しています。今回が3回目の停戦合意ということですが、これは停戦自体が成り立つかどうかという見通しすら相当怪しくなっているのが現状と思います。

さらに、先ほどの話、停戦があつて休戦してさらに和平合意まで結ばないと恐らく平和が訪れない。そもそも最終的に中東における平和とは何なのかということですが、これはよく言われているように、イスラエルとパレスチナ国家の二国平和共存です。二国共存というのは実は90年代からずっと言われ続けています。特に93年にオスロ合意を結び、イスラエルとパレスチナは二国平和に暮らしますという合意を結んだはずですが、そこから30年以上たっても全然実現していない。

ということは、お互い和平はしたいとは思っているけれども、やはり条件面で折り合いがつかずに、どちらかと言えばすぐ戦闘のほうに行ってしまう。これはやはり、先ほどの私の話に戻りますが、双方の国民が心から平和を希求する段階にまだなっていないのではないかな。もちろん今回ガザの人々はひどい目に遭いましたので、彼らはもう平和が一番だと考えているのですが、問題はイスラエルの市民です。イスラエルでも今は厭戦機運が高まっていて、戦争をやめろという声も高まっています。しかし、理由を詳しく見てみると、彼が戦争をやめたがっている理由は、要は人質を返してほしいからです。だから、ガザの人々がかわいそうだとか、こんな人道的悲劇を繰り返したくないとか、戦争は嫌だからという理由ではなくて、人質を返してほしいから平和を望んでいるという状況で、イスラエル側はまだそれほど深刻な状況にはないわけです。ですので、どちらかといえばイスラエルが、本当に平和を望むという状況にならない限りは、まだまだイスラエルとパレスチナの関係は十数年単位で緊張が続くのかなと想像しております。

ウクライナのほうは、停戦すら今見えない状況です。昨日、ちょうどトランプ大統領がウクライナのゼレンスキー大統領と会ってアメリカ側から合意案というのを出したわけです。それは現在のロシアが占拠している領地を認めると、結構むちゃくちゃな条件です。

もともとなぜロシアとウクライナは戦争をしているかというと、お互いの方針が180度異なるからです。ロシアはウクライナに対してはもう一度ロシアの配下に入れと。今のゼレンスキー政権は、ロシアの言葉を借りるとネオナチでファシストだから、政権を変えないといけない、政権をロシア寄りにして、さらにウクライナ全体をロシア側にもう一回戻すというのがロシアの主張。ウクライナ側は、そんなのは嫌だ、もうわれわれはロシアから離れてヨーロッパと共に生きる、という主張です。だから双方の主張が全く相容れないということで、だったら武力で勝負をつけましょう

ということで現在もう3年以上にわたる戦闘をやっているわけですが、問題は、どちら側も圧倒的な軍事的優位を達成できていないということです。

若干、今はロシア側のほうが優勢ではありますが、ロシアも自分の意志をウクライナ側に押し付けられるほど優勢ではない。優勢でなかったらどちらかが軍事的優勢まで戦い続けるか、もしくは、ロシア・ウクライナ双方の国民がもう戦争は嫌だ、もう平和がよいと心から希求するようにならないと停戦も和平条約も難しいと思えるわけです。

これは小泉悠先生（東京大学先端科学技術研究センター准教授）から聞いた話ですが、今のロシアの普通の人々はウクライナの戦争は遠い出来事の話という感じだそうです。彼らの周りからも兵士が取られていますが、まだそれほど直接的な影響はないし、モスクワなどが連日ウクライナ側のミサイル攻撃に遭っているわけではないので、何となくまだまだ遠い話の出来事だと。ウクライナの人々、キーウは連日爆撃にさらされていますが、やはりこちらも、要は領土を見捨ててまで戦争をやめるところまでには至っていないわけです。だからやはり、ロシアとウクライナもおそらく、停戦もまだまだ遠い状況だと思いますので、こちらも数年もしくは10年以上かかるかといった印象を持っています。

最後に、日本は何ができるのか・すべきなのかということですが、日本としてはやはり復興支援。ウクライナには既に戦後の復興支援というお金を拠出しておりますし、おそらくガザに対しても将来的に日本政府はお金を出すのだろうと想像するのですが、ただお金を出したからそれでよいみたいなどころからは我々は一歩進まないといけなわけです。1991年の湾岸戦争のときに、日本はクウェートに130億ドルを払っておしまいとしたところ、日本は諸外国から全く尊敬されず、ほぼ無視され、日本政府は衝撃を受けました。それから三十数年たっていますから、日本も一回お金を払っておしまいの世界から脱却しないといけな。

1つ考えられるのは、もしガザで停戦・休戦が成立した際には、日本はPKO部隊を送って現地の治安維持等に務めることです。要は、実際に現場で汗をかくということもやらないといけません。また、パレスチナ問題の場合、パレスチナを国として承認するかどうか、これは非常に大きな問題になってきます。現状、国連加盟国193カ国のうち、ガザを国家承認しているのは155カ国あります。つまり、パレスチナを国家承認していない国のほうが少ないのです。日本とか、主に欧米の一部の国々はパレスチナをいまだに国として認めていないということです。なぜかと言うと、アメリカに気兼ねしているわけです。アメリカが一番のイスラエル支援国で、そのイスラエルがパレスチナを認めないと言っているわけですから、アメリカがパレスチナを認めないと言うのであれば日本や韓国、ドイツなど、そういった国も認められないという話です。ただし、さすがに最近では風向きが変わってきてまして、先月、イギリス、フランスなど、アメリカに近いと思われた国々も次々とパレスチナを国家として認めると宣言しました。

パレスチナの状況は本当にひどいということであれば、日本も認めないといけな。これも先月、岩屋外務大臣が国連での演説で、「パレスチナを認めるか認めないかではなくいつ認めるかが

問題だ」といった、若干禅問答のような、非常に複雑な物言いをされました。ただしこれは「今は認めません」ということですから、やはり日本は認めないのかということになってしまうわけです。でも、さすがに日本も一主権国家として自由な判断を下すべきであり、日本が自ら平和国家ということを標榜しているのであれば、パレスチナを国と認めようがそんなにアメリカから何か意地悪されることはないと思います。イギリスなどは、ちょうどトランプ大統領がイギリスを訪問しているタイミングで発表しました。トランプ大統領の横にスターマー首相がいて、スターマー首相はその場で「我々イギリスはパレスチナを国家承認します」と言って、横にいたトランプ大統領のほうが若干焦った感じでした。

ウクライナ問題について、日本は戦闘中の国に対してできることは本当に限られているわけで、日本が平和国家を標榜している以上、いくらウクライナを助けるといっても軍事支援はやはり考えづらい。もちろん日本はヘルメットや防弾チョッキなどは送っていますが、小銃やミサイルなどの兵器は送らないほうがよいと思います。ただ、個人的には、情報ですね。日本は衛星写真をたくさん持っていますから、例えば衛星写真を撮って、それをウクライナに融通する、情報の融通ぐらいであればいいのかなと思います。あとは、日本は細々ですがいまだにロシアから原油や液化天然ガスなどを買っています。これもロシアを締め付けるといった目的があるのであれば日本はロシアからそういったエネルギー資源を買い続けるのもいかなものかということです。おそらく政治外交的にまだまだできることは色々あると思います。先ほどの安藤先生のお話にもありましたように、日本は国際法を遵守するという立場をこれも堅守していますので、ICCもしくはICJに働きかけてロシアの政治指導者、イスラエルの政治指導者に対する何らかの法的な訴追、追及をもっと厳しくするというのも選択肢として持っていることも大事ではないかと思います。以上、ご清聴ありがとうございました。

杉山 小谷先生、ありがとうございました。

(誌面の都合上、質疑応答については省略)

杉山 それでは、これをもちまして本日のシンポジウムを終了させていただきます。本日は貴重なお話をありがとうございました。

